

パークアリーナ 施設使用料金表

平成26年4月1日～

区分			全日		半日		2時間30分		3時間		延長30分につき	
			8:30～21:30		8:30～12:30 13:00～17:00 17:30～21:30		8:30～11:00 11:00～13:30 13:30～16:00 16:30～18:30		18:30～21:30			
			平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日		平日
トレーニングジム棟	専用利用	A	10,290	12,340	3,440	4,110	2,160	2,580	2,580	3,080	—	
		B	20,570	24,680	6,870	8,220	4,300	5,150	5,150	6,170	—	
		C	205,710	246,860	68,700	82,290	42,990	51,420	51,420	61,720	—	
	個人利用	区分		利用券(1回につき)				回数利用券		定期利用券(一ヶ月分)		
		トレーニングジム	中学生・高校生	一人につき	270		2,700		—			
			中学生・高校生(障がい者)	一人につき	130		1,300		—			
			一般	一人につき	520		5,200		—			
			一般(障がい者)	一人につき	260		2,600		—			
		フィットネススタジオ	中学生・高校生	一人につき	270		2,700		—			
			中学生・高校生(障がい者)	一人につき	130		1,300		—			
一般			一人につき	520		5,200		—				
一般(障がい者)			一人につき	260		2,600		—				
共通		中学生・高校生	一人につき	370		3,700		1,800				
	中学生・高校生(障がい者)	一人につき	180		1,800		900					
	一般	一人につき	730		7,300		3,600					
	一般(障がい者)	一人につき	360		3,600		1,800					
1室利用	会議室A-1(利用可能人数 36人)		5,920		1,970		1,240		1,490		—	
	会議室A-2(利用可能人数 52人)		7,900		2,630		1,650		1,970		—	
	会議室B-1(利用可能人数 20人)		3,950		1,310		830		990		—	
	会議室B-2(利用可能人数 20人)		3,950		1,310		830		990		—	
	会議室C(利用可能人数 20人)		2,970		990		620		740		—	
	和室(利用可能人数 12人)		1,360		450		290		340		—	
附属設備	区分		—	半日につき		2時間30分につき		3時間につき		30分につき		
	フィットネススタジオ	拡声装置	一式	—	2,160		1,350		1,630		—	
		ワイヤレスマイクロホン装置	一式	—	1,940		1,220		1,460		—	
		カセットデッキ	一式	—	640		410		480		—	
		CDプレーヤー	一式	—	640		410		480		—	
		コンセント	1穴	—	160		90		110		—	
	会議室	拡声装置	一式	—	2,160		1,350		1,630		—	
		ワイヤレスマイクロホン装置	一式	—	1,940		1,220		1,460		—	
		カセットデッキ	一式	—	640		410		480		—	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	—	1,080		680		820		—	
		CDプレーヤー	一式	—	640		410		480		—	
		ビデオプロジェクター	1台	—	1,080		680		820		—	
	コンセント	1穴	—	160		90		110		—		
	その他の設備		1回1,080円以内で市長が定める。									
サッカーグラウンド	区分		2時間30分以内(9:00～21:30)									
	専用利用	全面	平日				土・日・休日					
		半面	6,170				7,200					
	附属設備	全灯30分につき	3,080				3,600					
半灯30分につき		1,240				620						

●施設使用料備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
- BおよびCの会場準備、原状回復等のための当日以外の使用料は、Aを適用します。
- サッカーグラウンドは午前9時から利用できます。ただし、夏季(7～8月)は午前6時30分から利用できます。
- 会議室のみを利用する場合で、主として物品等を販売することを目的として利用するとき、又は、商業的な宣伝等に利用するときの料金は、この表に定める額に100%相当額を加算した額となります。
- 障がい者は、トレーニングジム又はフィットネススタジオを個人利用するとき、手帳を提示した場合、施設使用料の50%相当額を減額することができます。(介護のために利用する者は1人まで施設使用料の50%相当額を減額することができます。)